



所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を

国に提出することについての請願



紹介議員

柳 沢 潤 次

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を

国に提出することについての請願

【請願理由】

中小零細業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その個人事業者の所得計算において「事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の額は、原則としてその事業主の事業所得の金額の計算上必要経費に算入しない」（所得税法 56 条）により必要経費として認められていません。家族従業者の「働き分」（自家労賃）については、税法上、青色申告にすれば、給料を経費にすることができる規定になっていますが、その理由として、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をしているからとされています。しかし、青色申告にも、白色申告の記帳・申告内容、共に同水準のものもあります。青色申告には、更に「前々年の所得が 300 万円以下の事業者」に認められる現金主義があり、白色申告を選択する者より簡易な記帳・簡易申告です。従って、白色申告を選択する納税者の記帳水準のみが記帳に課題があるかのような理解は誤解であり、そのことをもって家族従業者の働き分に差を設ける事に道理はありません。2014 年分からすべての中小零細業者に記帳が義務化されたのですから、白色申告者の家族従業者の働き分を正当に認めるべきです。

青色申告制度は、我が国に申告納税制度が導入された際、記帳に基づく自主申告の定着を推進するために設けられた制度であり、諸外国には見られない我が国独自の制度です。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正当に評価しています。いずれの国においても、親族に対する対価の額の決定には事業主等の恣意性の存在をあらかじめ予定し、その対策を規定に盛り込むことによって解決を図っています。日本においても法人税法における「役員の子親族である使用人に対する過大な給与の損金不算入規定」があり、所得税法に同様の規定を設けることで対処出来ます。

又、正確な記帳により申告をする者との差についても、青色申告を選択すれば白色申告にはない、65 万円や 10 万円の青色申告特別控除があり、その他 50 項目に及ぶ特典があるのであって、人 1 人の働き分にまで差を設ける必要はありません。

次に、法 56 条が守備範囲としているのは家族従業者の働き分のみではありません。宮岡妻税理士事件が代表的な事例であり、その他、妻名義の不動産を夫が事業用に事務所として使用した場合、第三者との契約なら家賃地代が経費となりますが、「生計を一にする親族」であることで客観的で合理的な資料があっても経費として

認められず、また、事業主が運転資金として親族から借り入れした場合も同じく、支払利息が経費として認められていません。近代的個人主義が発達した現代社会において、同一生計親族間取引と第三者に対する取引等を区別する必要はなく、親族に支払う対価について、その適正な金額を必要経費とすることが、所得税法の本則（第37条）からいって正しく、対価を受ける側も所得とすることが相当です。


ある法規定が実際の社会現状に対応出来ないと認識された場合には、その法規定は速やかに改廃されるといった立法的措置により是正されるべきです。

以上、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出を願う本請願を総合的に判断されて、賛同して頂けるよう要望し、次のことがらを請願いたします。

【請願項目】

所得税法第56条を廃止するように国に意見書を提出してください。

2019年 11月26日

藤沢市藤沢2-1-3
湘南民主商工会 婦人部長 橋本 奈穂子 

藤沢市議会議長
加藤 一 様